

議 第 3 号

医師の確保対策の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国において、医師の不足が深刻化する中、地方においては、地域間・診療科間の偏在等も課題となっており、特に中山間地域・過疎地域等では、医療提供体制の確保が困難となる事例がある。

本県では、将来、県内の公立・公的医療機関等に従事する意欲のある医学生を対象に、修学資金の貸与を行うなど、医師の確保及び定着に向けた取組を進めてきたが、人手不足が慢性化する中、働き方改革への対応を迫られており、地方自治体単独の取組には限界がある。

高齢化の進展等により、更なる医療需要の高まりが想定される中、持続可能な医療提供体制を実現するためには、その担い手となる医師の養成・偏在解消に向けた抜本的な対策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医師の確保対策の充実を通して、地域住民の命と健康を守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 働き方の多様化等を踏まえ、医師需給推計の検証・見直しを行うこと。
- 2 地域の医師不足の解消に向け、医学部の新設や定員増を推進すること。
- 3 臨床研修医の募集定員の算定に係る激変緩和措置を廃止するなど、医師の都市部への集中を是正する抜本的な対策を講ずること。
- 4 医師の働き方改革に伴う追加的費用の影響を踏まえ、医療機関に対する財政支援を拡充すること。